

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは、委員の皆様方から御意見をお伺いしたいと思います。

○ 大阪家庭裁判所の少年事件の取扱件数は、一般保護事件及び道路交通保護事件を含めて、全国一だということですが、調査官の活動の中でその理由がわかれば教えてください。

△ 粗暴犯が多く、中学生同士の喧嘩が発展して大けがを負ってしまったとか、あるいは、それが発展して恐喝事件になってしまったとか、道ですれ違いざまに目が合ったことで殴り合いになったとか、そのような事件が目立つ印象があります。この原因はいろいろあると思いますが、人付き合いが上手く行かないとか、自分が悪く見られているのではないかと考えている少年が、そのような事件を起こすのではないかと感じています。

○ 大阪の特色としては、非常に犯罪率が高く、危険で重大な犯罪が多いことです。また、街頭犯罪（ひったくり）については、昨年までは、ずっと大阪が一番でした。街頭犯罪以外にも部品盗、バイク盗が非常に多く、これらの犯罪については少年が関与する割合が高いです。大阪には、このような傾向が成人犯罪も含めて多いように思います。刑事事件については、受理件数自体は減少傾向にありますが、起訴する事件については増加傾向にあります。これは、犯罪が悪質化しているということを表しています。先ほどの裁判所の説明の中で、大阪家裁が非常に厳しい処分をしていると言われていましたが、これは、実態と合致していると思います。厳しい犯罪が多くなってきており、家裁においても厳しい判断をせざるを得なくなっているのではないかと思っています。

○ 大阪の小・中・高校生の教育をサポートしている点から補足させていただきます。

現在、全国学力テストが実施されています。その中で、自分が役に立っている

とか、組織の一員として自分が有用性を持っているかなど「自己肯定感」を問う項目があります。大阪の児童生徒はこの自己肯定感が全国に比べると低い、あるいは、人とかかわろうとする意識が低いという結果が出ています。このような意識が直接、犯罪や非行につながるか否かは検証してみないとわかりませんが、大阪市の少年は自分に対して否定的な意見を持っていることが犯罪の多さと関連しているのではないかと考えられるのではないのでしょうか。

○ 被害者が傍聴した場合、少年が被害者に謝罪したことがあるか、被害者に頭を下げたことがあるか教えていただけますでしょうか。また、両親が面接に来る回数が多い少年の再犯率は低いけれども、両親が面接に来る回数が少ない少年の再犯率は高いという記事が新聞に掲載されていましたが、その辺りのことについても、わかる範囲で教えていただければと思います。

△ 被害者傍聴事件があったときには、被害者の方に担当の職員を配置します。私の経験では、被害者の方の心情をサポートするということで、調査官が傍におり、被害者が帰るときにも、いろいろとお話を聞いた上で帰っていただくようにしています。少年が被害者の方に対して、深々と頭を下げた事例もありました。そのような意味では、被害者の方が傍聴する場合には、少年に対する反省を深めるいい機会になるのではないかと思います。被害者の方がどのように感じているのかまではわかりません。保護者の方につきましては、仕事の関係で面会できないとか、あるいは、少年が何回も家庭裁判所に係属しており腹が立つので面会に行かないとかいう方もいますので、やはり、保護者の方の心情にもよると思います。しかし、それが再非行の原因となっているとも言にくいところはあり、裁判官と相談の上、調査官は少年の健全育成を目指して、保護者との調整も鋭意行っています。

○ 被害者の方が傍聴した後に、被害者の方や少年に対し、調査等を行ったりしているのでしょうか。

△ 基本的には、傍聴する被害者の方への調査及び調査官による少年の調査も、審

判で少年をどのように処分するのかということに向けられているものであり、審判が終わり、少年の処分が決まった後は、ほとんどその役割を終えたこととなりますので、その後、調査官が関わることは予定されていないと思います。ただ、被害者の方の心情をどのように酌み取るべきなのかということは、課題だと思っています。

- 被害者傍聴を認めるためには、あらかじめ付添人の意見を聴く必要があります。

被害者傍聴を認めることができる事件について、裁判所は、原則、弁護士付添人を選任しなければならないという定めになっており、付添人の行動が一つのポイントとなってくると思います。被害者傍聴制度は、今までの少年事件と比べて、被害者が傍聴できるということで、被害者の声を反映させるという一つの画期的な取組だと思えますが、この被害者が傍聴する審判期日が少年と被害者との最初の接点になってしまうと、結果的には、少年の健全育成につながりにくいと思います。付添人が活動する中で、少年と被害者の接点を何らかの形で持ち、少年の心の中にも、ある程度、被害者のことをわかっているという状況で審判期日に臨むというような運用がなければ、被害者感情が強く、少年自身も状況を理解できないままで審判の日を迎えてしまうこととなります。本日の委員会のために、付添人活動を行っている弁護士、犯罪者支援を行っている弁護士に聞きましたが、被害者傍聴事件で成果があった事件というのは、付添人が事前に被害者や被害者の遺族に謝罪に行ったり、交渉したりなど、誠意ある対応をしている場合に、結果的に被害者傍聴が上手く行っているのではないかとっていました。

被害者支援に関する弁護士の取組としては、付添人活動と被害者への支援ということになります。被害者支援については、傍聴に付き添ったり調査に付き添ったりという形で支援しており、自分の意見を述べることに尻込みしている人についても、十分に意見を述べるができるように取り組んでいます。それを費用面で支えているのが法テラスや日弁連の基金になります。

- 少年事件で言いますと、保護観察所は保護観察処分の執行機関になります。保

護観察所においても被害者支援対策をしており、具体的には、少年事件でも成人事件でも同じですが、加害者のその後の処遇状況を知りたいと希望する方には、通知をしています。刑務所や少年院を仮釈放、仮退院になったとか、保護観察が開始になったとか、終了になったという通知をしています。また、被害者の方の心情伝達ということで、加害者の方に対する思いを聞き取って加害者に伝えることもできます。そうすることによって、被害者の方の思いに応えたり、あるいは、被害者の気持ちを伝えることによって少年に反省を促すなど、少年の更生のために役立つようなこともしています。被害者支援をしている中で、被害者の方の処罰感情が厳しかったりすると、保護観察対象者に対する処遇についても意見があったりします。例えば、仮退院、仮釈放の決定を出すに当たり、意見をお聴きしたときには、「それは、絶対に認めない。」と強く言われる方もいますし、中には被害弁償をするように加害者に指導してくれと言われる方もいます。制度の中にそのような手続はありませんので、そのような気持ちを持っているということは加害者には伝えますが、被害弁償をするようにという指導はしません。被害者傍聴制度は、被害者の方の支援として非常に大事であり、効果を上げている面もあると思います。その反面、保護観察所は加害者の立ち直り、更生に対する支援・指導をしています。被害者傍聴には、それと相反する面も時にはあり、応報的な観点も入ってくる可能性もあるのではないかと思います。先ほど、調査官から、被害者の調査をするとき、被害者の処罰感情が非常に強い場合があるという話がありましたが、そのような場合には、被害者の処罰感情が審判の中で応報的な観点として入ってくるようなことがあるのではないかと心配することもあり、その辺りの点について、教えていただきたいと思います。

△ 被害者の感情という点ですが、日々、審判をしていますと、応報的な面を感じることもありますが、基本的には、自分が犯した事件について被害者のことを考えるということは、何事においても基本であると思います。審判を運営して、審判の中で教育的な措置ということで内省を深めさせる点もありますが、被害者は

どのような気持ちであったのか、被害者が抱えている感情に対してどのような責任をこれから社会で果たしていくのかを考えさせるということがメインであります。そのような意味でも、このように被害者が参加する制度というのは、内省を深める点にも役立っていることが多いのではないかと感じています。被害者の応報感情が強い場合、その気持ち自体を受け止めてどのように考えるのかという指導はしますが、少年自身の感情も、被害者の強い感情を受けてどのような状況であるのか考えなければいけないと思います。実際に被害者の応報感情が強いため、審判及び教育的措置に支障が生じることになる事案というのは、件数的にはそれほどないのではないかと考えています。今までに経験した被害者傍聴事件において、被害者の方は基本的に常識のある方が多く、審判の中でもじっと聞いておられる方が多いと思います。一度、意見陳述をした方がおり、意見陳述は裁判官に向けて意見を述べるのですが、被害者の遺族としてどういう感情があるのかということを経験所に向けて準備した紙を読み上げられました。それは被害者が亡くなったケースだったのですが、それを聞いている少年の心にも残っているのではないかと感じるような場面もありました。

- 当初、この制度を導入するに当たり、審判廷で不規則発言などが発生するのではないかと危惧されていましたが、現実には、審判傍聴制度を運用する中でそのような事例はほとんどなく、大阪でもほとんどないのではないかと考えています。これは、裁判官の対処、調査官の事前の調査における対処、付添人の協力などが相まって、被害者の感情がある程度落ち着く中で、傍聴制度が運用されているからではないかと思っています。
- 被害者傍聴制度は、付添人が事前に動かないといけないという点がありますが、裁判所におかれても、しっかりと十分に被害者の意見を聴いていただいて、あまりにも被害者の感情がきついときには、少年の健全な育成を妨げる恐れがあるということで、被害者傍聴ではなくて、ほかの形で意見陳述してもらうことも必要ではないかと思っています。また、被害者傍聴が認められたときですが、少年のプラ

イバシーなどに関わるときも、被害者が傍聴していた場合、少年が萎縮して十分に審理できず、成果が上がらない可能性もあると思います。そういう点を考慮し、傍聴を認められた場合であっても、ずっと審判を傍聴してもらうのではなく、場合によっては退廷してもらったりしているのか、その辺りの工夫はされているのでしょうか。

△ 被害者傍聴対象事件において、プライバシーについて広く触れられるときには、質問する範囲を分けて、傍聴する部分としない部分を念頭に置きながら審判の運営をすることになります。実際に被害者傍聴事件を担当していて感じることは、そのような点については、事前の準備の中で解消されていることが多いということです。調査官は被害者及び少年とよく話をしており、事件が起きた背景をよく調査しているので、少年に対しても被害者が傍聴するに際して、聞かれないことがあるのかという点についても、事前に調査してもらっています。今まで、被害者傍聴事件において、特定の質問をするときに被害者を退席させなければならないという事態になった経験はありません。それは、事前準備の中で、審判の中で聞かれることについて、ある程度少年にイメージがあり、発言するに当たり萎縮するところまではいかないのではないかという見通しが立ち、その上で審判を運営しているからではないかと感じています。

○ 被害者に対する裁判への配慮については、刑事裁判の方が先行して進められていた中で、被害者配慮制度が生まれたと思いますが、刑事裁判に被害者参加された方の取材をしていますと、「期待外れだった。」という声があります。もともと、蚊帳の外に置かれていたところ、被害者の会が声を上げてそういう制度ができたわけですが、被害者の遺族の方の話では、「真実の解明を望んで期待していたところ、実はこのような法廷だったのかということで、意外とがっかりした。」という声がありました。少年事件の被害者傍聴に参加された方について、実際に傍聴してどのような感想を持っているのか、また、少年審判が少年の健全育成を目的とすることを本当に理解されて傍聴されているのかなど教えていただければと

思います。

△ 私は審判傍聴事件の被害者の案内役を務めた経験がありますが。少年が検察官送致になった事例が多いためか、検察官送致後の手続に関心が高く、家庭裁判所の審判に対する批判的な発言はありませんでした。

□ 被害者が傍聴した審判期日で事件が終了することになりますので、傍聴後に調査官が被害者に接触してその気持ちを聴取する機会はありません。そのため、被害者の方が傍聴したことによって、どういう心情を持つに至ったのかまでは把握できないと思います。

○ 法テラスでは、犯罪被害者支援弁護士の紹介をしており、その弁護士に研修をしていますが、研修のときには、犯罪被害者支援制度においても被害者の方の要求を全部叶えられるわけではないので、その点を被害者支援弁護士が全部被ってしまうと弁護士も潰れてしまうことを伝えます。やはり、この制度の中でできることとできないことをきっちりと理解した上で、犯罪被害者と関わっていくことが大切であると研修しています。被害者傍聴制度も、今まで蚊帳の外に置かれていた犯罪被害者の方が関わっていくことになった一つのステップであり、犯罪被害者の方の意見全てを取り上げるのではないということも理解して関わらないといけないことを付添人の弁護士は考えています。

○ 被害者傍聴制度の導入の際には、日弁連も反対したこともあり、かなり議論を呼んだ制度ですが、傍聴した被害者の評価を裁判所としてきちんと把握し、データとして蓄積した上、公開していくことも必要ではないかと思います。

○ 保護観察所は、加害者の処遇、被害者の支援も行っていますが、ほとんどの犯罪の被害者支援については、更生保護の分野では上手くいっているのではないかと思います。

○ 先ほどの説明の中で、審判傍聴を認めなかった事件数につき、全国で25件、大阪で2件あり、被害者の処罰感情が激しいケースについては、傍聴を認めないこともあるというようなことを言われていましたが、その線引きというか、基準

が何かあるのか教えていただければと思います。それと、そのような人だからこそ、認められない場合には納得がいかないと思うのですが、そのような場合にどのように告知したり、納得してもらうための努力をしているのか教えていただければと思います。

△ 基準については難しい点がありますが、判断するときには、法律上の要件と少年審判の目的に立ち返って考えないといけないと思います。私に関わり、傍聴を認めなかった事件の理由は、少年に対してプレッシャーも大きく、被害者の発言の影響が大きいという事案でした。そのため、基本となる少年の健全な育成と教育的な措置が要求されている点を念頭において、判断することになるのではないかと考えています。

○ それ以外には、少年の年齢あるいは少年の理解が不十分であり、心身が極端に落ち込んでいることなども要因になると思います。

○ 被害者傍聴が認められない場合、どのように告知されているのでしょうか。

△ 理由を付して告知はしていません。規定に従った告知手続になりますが、御本人が納得するか否かについては別の問題になります。

○ 実例として、被害者の方がしゅん烈な言葉を少年に述べられたという報告があります。それは、被害者の方にとっては止められない言葉だったと思いますが、その言葉を少年が受け止められることができるのかという点があると思いますので、傍聴の判断については、少年の健全育成を阻害するおそれがあるところは慎重に判断していただきたいと思います。

□ 予定しましたお時間になりました。これで本日のテーマに関する意見交換を終わらせていただきたいと思います。貴重な御意見、御提案、どうもありがとうございました。皆様からいただきました御意見、御提案は、今後の家庭裁判所の運営の参考にさせていただきます。